12月２日㈰（雨天決行）

第23回 所沢シティマラソン大会

▲撮影：市民カメラマン・八木豪彦

全国各地から参加する大勢のランナーが市内を走り抜けます。沿道から温かいご声援をお願いします。

また、当日はマラソンコースとその周辺道路の交通規制を行います。ご不便をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。

◎マラソン大会参加の申し込みは終了しています。

問所沢シティマラソン大会実行委員会事務局（スポーツ振興課内）　☎２９９８－９２４８（大会当日☎２９２８－２９１１）

交通規制とマラソンコース

◆スタート
▶ハーフ…午前８時45分
▶５km…午前９時５分
▶３km…午前11時20分
▶2.3km（オープン、ファミリー）…午前11時50分

【留意事項】
▶競技時間中、コース周辺は混雑が予想されます。車両の乗り入れはご遠慮ください。
▶車両通行禁止時間内でも最後のランナーが通過しだい、規制を解除する場合があります。警察官または係員の指示に従ってください。
▶定期路線バスが遅延することがあります。

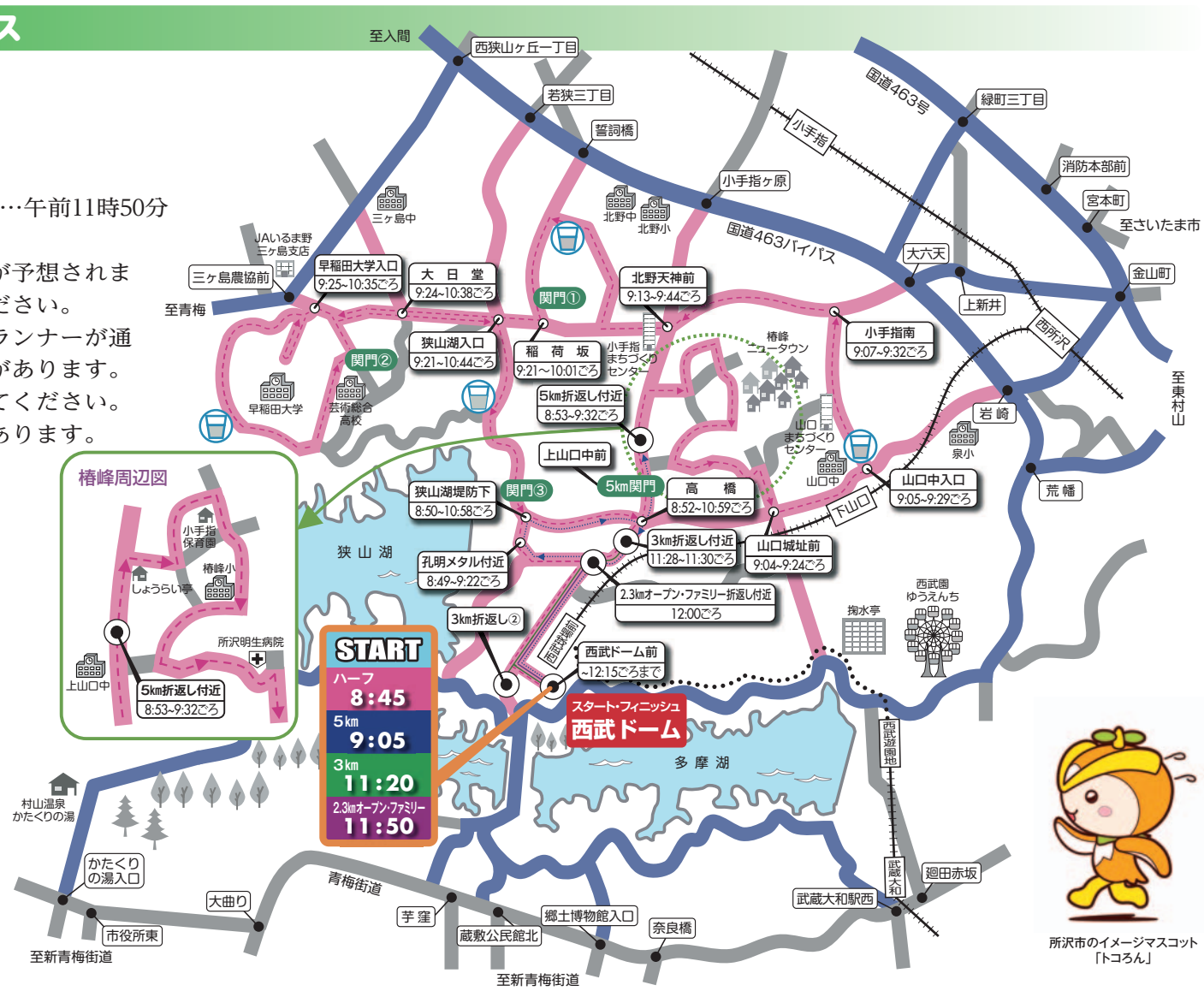

所沢市のイメージマスコット「トコろん」

平成25年度 固定資産税・都市計画税の課税に関するお知らせ

◆住宅建て替え中に1月1日を迎える土地の所有者の方へ

平成25年1月1日（賦課期日）に住宅を建て替え中（未完成）の土地で、次の①～⑥の要件を全て満たす土地は、住宅用地としての軽減措置を継続します。該当する方は申告してください。

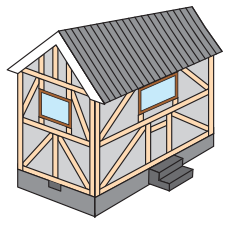

①平成24年1月1日に住宅があったこと（住宅用地であったこと）
②平成25年1月1日に住宅の建て替え工事に着手していること
③平成25年12月31日までに住宅が完成すること
④原則として、建て替えの前後で敷地が同じであること
⑤原則として、平成24年1月1日と25年1月1日の土地所有者が同じであること（共有となっても可）
⑥原則として、平成24年1月1日と25年1月1日の住宅所有者が同じであること（共有となっても可）

【住宅用地に係る軽減措置】

▼小規模住宅用地の課税標準額は、固定資産税は評価額の６分の１、都市計画税は３分の１を上限とします。

▼小規模住宅用地とは、住宅用地のうち２００㎡までの部分をいい、そのほかの住宅用地の課税標準額については、固定資産税は評価額の３分の１、都市計画税は３分の２を上限とします。

▼その他の住宅用地とは、２００㎡を超える部分で、家屋の床面積の10倍までの部分をいいます。

▼所有地を新たに住宅用地として利用する場合は申告が必要となりますのでご連絡ください。

◆土地の利用状況が変わると固定資産税・都市計画税の課税が変わることがあります

住宅を壊して駐車場にしたり、駐車場だった所にアパートを建てたりすると、地目や税額が変わることがあります。固定資産税・都市計画税の評価上の地目は賦課期日（平成25年1月1日）の利用状況により決まりますので、土地の利用状況に変更のあった場合はご連絡ください。

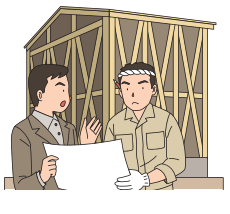

◆固定資産の調査にご協力をお願いします

土地調査　土地の分筆、合筆などに伴い利用状況が変更された土地などは固定資産税・都市計画税の評価額算定のために調査を行います。

家屋調査　平成24年中に新築・増築された家屋は、固定資産税・都市計画税の評価額算定のために調査を行います。また、家屋を取り壊した方はご連絡ください。

◎調査には「固定資産評価補助員証」を携行した市の職員が伺います。

◆平成25年度償却資産（事業用資産）の申告

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。

市内で事業をしている方は、平成25年1月1日現在所有している償却資産の申告書を作成のうえ、資産税課へ提出してください（郵送可）。12月20日㈭までに申告書などが届かない場合はご連絡ください。

また、法定申告期限は1月31日㈭となっていますが、事務処理の都合上、1月18日㈮までの申告にご協力をお願いします。

申告先・問〒359－8501市役所2階資産税課☎２９９８－９０６８